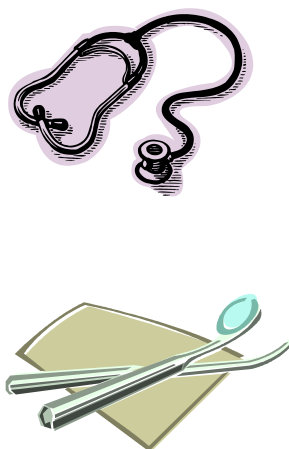


# 医師・歯科医師・薬剤師

の皆さまに、届出のお願い！

本年は2年に1度の届出年です  
平成26年12月31日現在の  
状況をご報告下さい。

届出は、  
平成27年1月15日までに  
お近くの保健所へ



## 【お問い合わせ先】

水戸保健所 地域保健推進室  
〒310-0852  
茨城県水戸市笠原町993-2  
TEL 029(241)0100



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Q 届出をしなければいけないのですか？

A 我が国に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師調査」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、同意欄に「○」が付けられた届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格検索システム」に氏名等が掲載されません。

(医師・歯科医師 <http://licenseif.mhlw.go.jp/search/>)

(薬剤師 <http://yakuzaisi.mhlw.go.jp/search/>)

Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp141023-04.html>)

Q 届出票に記入された個人情報保護されるのですか？

A 届出票に記載された内容は、各法律により堅く秘密が守られ、他に漏れることはありません。